

統計法等に関する研究会（第6回） 議事概要

1 日 時 令和8年8月5日（水）15:00～16:43

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室（Web開催併用）

3 出席者

【構成員】

椿構成員（座長）、岡田構成員、加藤構成員、後藤構成員、佐久間構成員、堀澤構成員

【審議協力者】

内閣府

【事務局】

七條政策統括官（統計制度担当）、山村大臣官房審議官、植松統計企画管理官、岡参事官、越統計審査官、赤谷統計委員会担当室次長、小川企画官

4 議 題

（1）報告書案について

（2）その他

5 議事概要

（1）報告書案について

事務局から、報告書案の取りまとめに向けて連絡等があった後、資料1に基づいて、報告書の構成案の修正点等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ 2の「持続可能な統計作成への転換」について、前回研究会の報告書構成案から「効率的」の文言を削除しているが、報告者負担の軽減を図るものであるということをしっかり伝えるためにも、「効率的」の文言は残したほうがよいと考える。

また、2（2）イの「提供データの情報管理の徹底」に関し、「個人・法人の特定目的利用の禁止」とあるが、統計法上で「法人」というときには、行政機関等は含まれるのか。

→ 「効率的」の文言の取扱いは御趣旨を踏まえて座長と相談したい。

→ 「法人」の範囲については、基本的には民間の法人のことで理解いただきたい。

○ 1の「検討の背景及び法改正の意義」について、「統計作成・提供面から記載」と2つの側面を記載するとされているが、その大前提として「統計の利活用」があるため、報告書の作成に当たってはその点を記載したほうがよいと考える。そうすることで、統計の利活用に基づいて、報告者負担の軽減に取り組む必要があることが、より明確になる。

○ １の「検討の背景及び法改正の意義」について、統計の利活用を進めることが社会課題解決のために重要であり、本議論の大前提であることは記載するべきと考える。

○ ３（３）の「利用しやすく安全な統計マイクロデータの提供」について、「識別リスクに応じた多層的な統計マイクロデータの提供」の記載は、近年データガバナンスにおいて重視されているリスクベースアプローチが明示されており、適切と考える。その上で、「攪乱的手法」などの技術的な要件は、法律で細かい部分まで要件とするよりも、運用で技術的な変化を反映しながら対応できるようユースケースを考えていく必要がある。

○ いただいた御意見を踏まえて、報告書案の作成等を進める。

（２）その他

ア 医療等情報の利活用の推進に係る検討状況について

内閣府から、資料２に基づいて、医療等情報の利活用の推進に係る検討状況について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ 医薬品、医療機器などの開発は公益性を認めるが、資料で示されている箇所を確認すると、公的統計の場合国民生活基礎調査や社会生活基本調査などが利用する可能性があり得ると考える。そのようなものが今後協議されるのか。

→ 医薬品、医療機器などの研究開発のほか、医療提供体制の構築のためや予防の取組などの施策にも医療データや調査票情報を活用していきたいと考えている。その場合、国民健康・栄養調査や国民生活基礎調査と臨床情報を組み合わせて分析することは有用ではないかと考える。

○ 次世代医療基盤法により調査票情報を提供する場合、個人情報保護法と統計法との解釈の違いを整理することになるのか。

→ 統計法第 52 条によって、調査票情報の中に含まれる個人情報とは個人情報保護法の適用除外となっている。

→ 次世代医療基盤法も個人情報保護法の特別法になっているため、統計法との関係の整理になる。

○ 統計調査との関係を整理すること、統計法で定める利用目的は統計の作成等であること、次世代医療基盤法の認定作成事業者との関係の主に３点を今後整理していく必要があると考える。個人情報保護法の仮名加工情報は、流通を前提としていない建て付けだと考えるが、次世代医療基盤法は情報流通を前提とした仮名加工情報と理解すればよいか。

→ 次世代医療基盤法では、仮名加工医療情報の利用事業者に対して国が安全管理措置などの確認をした上で認定することになっており、この利用事業者は仮名加工医療情報を第三者に提供してはいけないという規律になっている。統計法との整理は今後相談したい。

○ 内閣府と連携して対応していただきたい。

イ その他

○ 事務局から、次回の詳細は追って連絡する旨発言があった。

以上